

1. 件名：標準応答スペクトルの取り入れに係る事業者等の対応状況に関する面談
2. 日時：令和4年10月26日 13時30分～15時15分
3. 場所：原子力規制庁 9階会議室
4. 出席者（※一部テレビ会議システムにて参加）

原子力規制庁

原子力規制部

原子力規制企画課 藤森企画調査官、佐藤係長

審査グループ

実用炉審査部門 澤田管理官補佐

研究炉等審査部門 加藤上席安全審査官

核燃料施設審査部門 古作企画調査官、田中管理官補佐、上出安全審査官

四国電力株式会社 原子力本部 原子力部 耐震設計グループリーダー 他5名

九州電力株式会社 原子力発電本部 原子力建設部長 他5名

日本原子力発電株式会社 開発計画室 地震動グループマネージャー 他1名

日本原燃株式会社 再処理事業部 再処理計画部長 他1名

リサイクル燃料貯蔵株式会社 貯蔵保全部 土木・建築担当 他1名

原子力エネルギー協議会（ATENA） 事務局長 他5名

## 5. 要旨

○ATENA 及び事業者（以下「事業者等」という。）から、資料に基づき、標準応答スペクトルの取り入れに係る設計及び工事の計画の認可及び使用前確認（以下「後段規制」という。）への対応に関する検討状況等について、説明があった。

○原子力規制庁から、以下の点について指摘・伝達した。

- 個別の施設に関する設置変更許可申請等の審査状況や、施設への影響及び工事の規模・見通し、後段規制の対応見通し等について、現時点における見込み情報で良いので、資料への記載を検討すること。
- 標準応答スペクトルの取り入れに関する規制上の手続や対策については、継続的な安全性向上の観点から、遅滞なく進めることが重要であり、そのような姿勢を明確に示すとともに、実際の対応にも反映すること。
- 耐震評価等に要すると想定する時間については、その見積もりの根拠・事情等を分かりやすくかつ丁寧に説明すること。
- 資料に記載している合理的な耐震安全性評価手法について、新規制基準適合に係る許認可申請の中で実施した評価手法と同様なのであれば、それが分かるように説明すること。
- 本件については今後公開の意見聴取会<sup>1</sup>において改めて状況を確認する予定であることから、本面談における指摘も踏まえ、当該会合に向けて準備を進めること。

<sup>1</sup> 震源を特定せず策定する地震動(スペクトル)の規制導入の経過措置に係る意見聴取会

○事業者等から、了解した旨回答があった。

6. 資料：

- 標準応答スペクトルに係る設工認手続き等について

以 上